

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

出 先 機 関

令和五年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程（昭和五十二年福島県訓令第 三 号）の一部を次のように改正する。

第一条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項」に改め、「（以下「再任用職員」という。）」を削り、「法第二十八条の五第一項」を「法第二十二條の四第一項」に改める。

第七条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十七条第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条に後段として次のように加える。

許可を受けた職員が配置換えを命ぜられた場合も同様とする。

第二十条に次の一項を加える。

2 職員は、前項の規定による許可を受けた従事の実績について、営利企業への従事等実績報告書（第十五号様式の二）を所属長を経由して、従事した翌年度の四月十五日までに人事総室人事課長に提出しなければならない。

第二十条の二中「第十五号様式の二」を「第十五号様式の三」に改める。

第十五号様式の二を第十五号様式の三とし、第十五号様式の次に次の一様式を加える。

第15号様式の2 (第20条関係)

営利企業への従事等実績報告書	
年 月 日	
福 島 県 知 事 様	
所属 職 氏名	
1 従事先の名称	
2 従事場所	
3 従事先の職名	
4 従事内容	
5 従事年月日、時間	<ul style="list-style-type: none"> • 年 月 日 : ~ : • 年 月 日 : ~ : • 年 月 日 : ~ : • 年 月 日 : ~ : • 年 月 日 : ~ :
6 収入額	
7 営利企業への従事等が職務遂行に与える影響その他についての所属長の意見	年 月 日 所属長 氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 前年度における実績を、翌年度4月15日までに報告すること。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第七号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六級の項第二号中「首席術科指導員」を「首席師範」に改め、同表七級の項第一号中「福島イノベーション・コースト構想推進監」の下に、「カーボンニュートラル推進監」を加え、同項第四号中「首席術科指導員」を「首席師範」に改め、同表八級の項第一号中「福島イノベーション・コースト構想推進監」の下に、「カーボンニュートラル推進監」を加える。

別表第五の四級の項中 「一 本庁の部参事の職務

二 医療調整担当課長の職務

を「本庁の部参事の職務」に

改める。

別表第十七2の部2の項学歴免許等の資格の該当者の欄(7)中「海技士教育科の」の下に「海技課程専修科若しくは航海専科又は」を加え、「及び海技課程専修科」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(採用給与課)

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第八号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「災害対策課」を「警備課、災害対策課」に改める。

第二十四条第二項第二号中「前号の業務」を「第一号の業務」に改め、「並びに第二号」を削り、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第二十八条第一項第二号の業務 千百五十円

第二十五条第一項中「災害対策課」を「警備課、災害対策課」に改める。

附 則

(施行期日等)

(採用給与課)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十八条第二項及び第二十条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（第十八条第二項及び第二十五条第一項の改正規定に限る。）による改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和五年三月二十四日から適用する。

(採用給与課)

